

5 実施機関の事務登録の状況

平成28年度末の実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は3,473件となっており、前年度末の3,494件から21件減少しています。平成28年度については、115件*の事務が新たに登録され、188件の事務が変更され、136件の事務が廃止されました。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」といいます。）を使用して、個人情報を取り扱う事務が対象となります。なお、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

登録された3,473件の事務の内訳は、知事部局が2,525件、その他実施機関が948件となっています。

次に類型数ですが、5,066件となっており、一事務あたり平均約1.5件の類型数となっています。この類型数とは、個人情報記録から検索し得る個人の類型をいい、例えば、講習の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報がある場合は、一事務に二つの類型があることとなり、登録簿にはこの二つのタイプのそれぞれについて、個人情報の項目名等取扱いの内容を記載することとなります。

また、文書件名数は13,578件となっており、前年度末の13,465件から113件増加しています。この文書件名数とは、個人情報記録の主なものがその事務に何件あるかということで、例えば、許認可の事務で個人情報記録に申請書、許可台帳、廃止届の3件の文書（名称）がある場合には、文書件名数は3件となります。なお、実施機関別の登録事務数等の内訳は、表-11のとおりです。

登録された事務は、個人情報事務登録簿に登載され、県ホームページで県民の皆さんが自由に閲覧することができます。

* 変更により登録簿が二つ以上に分かれたものについては、その増えた登録簿の件数も新たに登録した件数として計上しています。

(表-11) 個人情報取扱事務登録件数一覧(実施機関別・部局別)

(平成29年3月31日現在)

実施機関名	事務数	類型数	文書件名数
知 事	2,525	3,649	9,481
政 策 局	156	202	490
総 務 局	106	136	367
安 全 防 災 局	107	139	387
県 民 局	317	477	1,321
ス ポ ー ツ 局	17	19	48
環 境 農 政 局	431	561	1,295
保 健 福 祉 局	683	1022	2,703
産 業 労 働 局	235	391	1,010
県 土 整 備 局	360	538	1,381
会 計 局	19	25	77
県 政 総 合 セ ン タ ー 等	94	139	402
議 会	45	58	149
公 営 企 業 管 理 者	99	115	353
教 育 委 員 会	294	390	1,200
選 挙 管 理 委 員 会	22	36	63
人 事 委 員 会	50	64	167
監 査 委 員	30	34	61
公 安 委 員 会	1	1	3
警 察 本 部 長	279	547	1,633
労 働 委 員 会	29	34	105
収 用 委 員 会	15	19	51
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	20	22	68
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	10	12	27
県 立 病 院 機 構	54	85	217
合 計	3,473	5,066	13,578

6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合を挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関個人情報保護法等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆さんが知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

平成28年度には、一部の県費負担教職員の給与負担等が県から政令指定都市に移譲されたことに伴い該当職員の個人情報を政令指定都市へ提供するなどがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長等への報告の対象外としています。

(表一12) 保有個人情報の目的外利用・提供件数一覧（利用・提供別（全実施機関の合計））

	目的外利用・提供に係る 県個人情報保護条例 根拠条項	件数 (件)	目的外利用・提供に係る本人の数 (人)
実施機関内で目的外利用	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)	3,281	10,067
	第9条第2項第5号 (事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	1	250
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用)		
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	2	567
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
他の実施機関へ提供	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)	236	236
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	3	456
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)	48	239
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
独立行政法人等へ提供	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)	1	1
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	6	34,793
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
他の地方公共団体へ提供	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)	5	50
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
地方独立行政法人へ提供	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号 (個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号 (提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号 (専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号 (明らかに本人の利益になるため提供)		
上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第8号 (犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号 (県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	計	3,583	46,719